

## 砥部町山村留学センター運営協議会設置要綱

平成29年6月28日  
教育委員会告示第16号

### (趣旨)

第1条 この告示は、山村留学事業の円滑な実施及び振興充実を図るために、砥部町山村留学センター管理運営規則第20条の規定に基づき、砥部町山村留学センター運営協議会（以下「協議会」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事項を協議する。

- (1) 山村留学制度に関すること。
- (2) 児童の受入れに関すること。
- (3) その他協議会の目的達成に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、11人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから砥部町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 砥部町立広田小学校長
- (2) 砥部町山村留学センター保護者
- (3) 砥部町立広田小学校PTA
- (4) 広田小校区区長
- (5) 高市老人クラブ会長
- (6) 広田支所長
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長選任前には、教育長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。
- 4 会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮った上で公開しないことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、山村留学センターにおいて処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。